

第1節 校内委員会の構築

I. A小学校における校内委員会の構築と実践

鈴木慶子 篁 倫子 松村勘由

1. はじめに

この報告は、文部科学省委嘱「学習障害（LD）児に対する指導体制の充実事業」のA県における研究協力校として、また、国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究「学習障害児の実態把握、指導方法、指導体制に関する実証的研究」の研究協力校として、学習障害（LD）児等に対する校内支援体制の構築にむけて取り組んだ実践報告である。

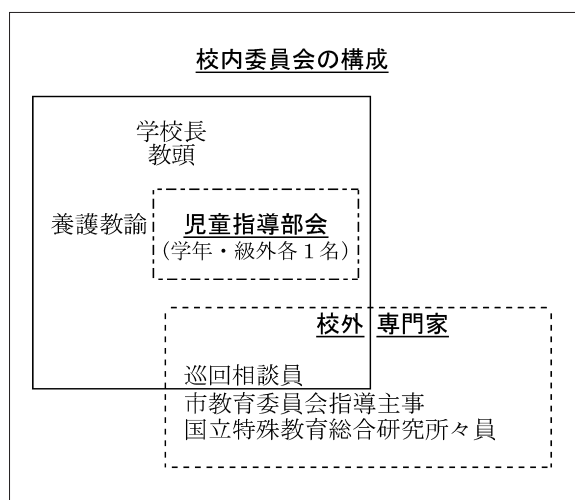
2. 校内委員会の組織

特別な支援を必要としている児童を把握し、校内でできる支援方法を考えたり、専門家チームへのアセスメントを依頼したりするための組織として、校内委員会を設けた。

1) 校内委員会の構成

学校長、教頭、養護教諭、児童指導部の教諭（各学年1名と級外より1名）で構成され、巡回相談員、国立特殊教育総合研究所々員、市教育委員会指導主事が専門的な立場で加わることとなった。

本校には特殊学級がないため、様々なケースに対し、校内の職員だけでは、どのように対応していったらいいのか判断に迷うことが多い。そこで、巡回相談員や国立特殊教育総合研究所々員、市教育委員会指導主事に校内委員会への参加と助言を受けることとした。



2) 校内委員会の役割

校内委員会が行ったこととしては次の3点が挙げられる。

- ① 校内での研修会・事例検討会
- ② 保護者合同の講演会
- ③ 専門家チームへのアセスメントの依頼等

3. 校内委員会の取り組み

1) 校内での研修会・事例検討会について

校内委員会発足当初、委員会の中で児童の実態把握や研究の進め方等について話し合いをもっていたが、教諭全体で児童理解を深め、支援にあたっていく必要があるということが明らかになったため、教諭全員が参加しての学習障害に対する研修会や事例検討会を行うようにした。研修会・事例検討会は毎月1回開催した。事例検討の中では、各学級の特別な支援を必要としている児童の実態や実際に行われた支援等が報告され、巡回相談員、国立特殊教育総合研究所々員、市教育委員会指導主事からの助言を得てよりよい支援のあり方を探るようにした。

研修会・事例検討会の後、校内委員会を開き、事例検討会で話題になった児童や継続的に個別の支援を行っている児童について、さらに検討を深めたり今後の支援のあり方や保護者への対応の仕方等について話し合った。

2) 保護者合同の講演会について

校内委員会や研修会・事例検討会の中で、よりよい支援をしていくためには、保護者の理解と協力が不可欠であるということが明らかになった。そこで、学習障害についての理解を促す保護者向けの便りを作成し配布した。（内容は、国立特殊教育総合研究所々員に検討を依頼した。）

さらに、専門家から、直接、話を聞くことにより、保護者の理解をより深めようと考え、保護者合同の講演会を実施した。平成13年度は、「学習障害とはどのような障害か」「だれがどのようにLDと判断するのか」「LD児への支援のあり方」「LDのある子どもの困難」「LDのある子どもへの支援」について、講演（講師は国立特殊教育総合研究所々員）を実施した。平成14年度は、特別な支援を必要としている児童はLD児以外にもいることから、「学習につまずきのある子・落ち着きのない子の理解とその支援」について講演を実施した。

3) 専門家チームへのアセスメントの依頼等について
学習障害への理解を促す保護者への便りや講演会により「専門家に相談にのってもらいたい」という保護者からの申し出がいくつかあった。それらについて、校内委員会で対応を検討し、巡回相談員や国立特殊教育総合研究所々員と連携し相談の場を設けた。急ぎの相談で、相談機関へ行きたいというケースについては、国立特殊教育総合研究所の教育相談センターを紹介した。学校内で相談を受けたいという保護者については、保護者と学級担任、校長、巡回相談員で話し合いの場を設けた。そのケースは話し合いの後、専門機関でのアセスメントを受けた。また、学校内で保護者と学級担任、巡回相談員で話し合いをし、校内で可能な支援体制を考えたケースもあった。

児童の状況や保護者の希望により対応は異なり、各々のケースにどのように対応するか、どのような支援が校内では可能か等について、校内委員会では話し合いがもたれている。

4. 校内委員会の発足と今後のあり方について

研究協力校の委託を受け、校内委員会を発足することになった時、母体となったのは、それ以前から校内にあった児童指導部（各学年1名と級外より1名）である。児童指導部では毎月1回会合を持ち、月の生活目標に対する指導のあり方についての反省、児童の様子についての情報交換等を行ってきた。この中では特別な支援を必要としている児童についても話題となっていた。ここでの話し合いの内容は職員会議の場で報告され、さらに各学級で気になる児童（学習につまずきのある児童・不登校・場面緘黙・家庭に問題を抱えている児童等）についても、職員会議で情報交換が行われ、どのように支援していったらよいか話し合われてきた。

研究協力校の委託を受け、児童指導部で行ってきた特別な支援を必要とする児童についての話し合いをさらに充実させるために、前述したように構成員を増やし、よりよい支援のあり方を探るようにした。月の生活目標等に関する話し合いは、校内委員会発足後も児童指導部の会合を持ち、校内委員会とは別に行っている。

研究協力校の委託を受けたことで、専門機関との連携を行うことができた。専門家の校内委員会への参加と助言を受けることができた。特に、特殊学級がない本校の場合は、支援を行うための重要な手がかりとなった。また、巡回相談員には、支援を必要としている児童に対する指導について、授業での子どもの様子を観察していただき、具体的なアドバイスを受けてたり、

保護者への助言をいただくことができた。専門の立場で児童を客観的にみて、アドバイスを受けることができたことは、学級担任にとっても保護者にとっても有意義だった。

研究協力校の委託の期間の終了後も、このように校内委員会を組織していくことが必要であると考えている。続けて、専門家チームの校内委員会への参加と協力が得られることが望ましい。

保護者から相談があったケースについて、どの機関と連携をとればよいか考えたり、保護者と支援方法を考える際に専門の立場からの意見を受ける機会が必要である。

また、こうした実践を積み上げていくことで、ケースによっては、専門家チームへアセスメントの依頼や助言を受けず、校内委員会だけで、支援方法を検討することが可能になると考えている。

5. 校内支援体制とリーダーシップについて

1) 学校長の役割

特別な支援を必要とする児童への校内体制の構築と運営は、学校長を中心にその指導の下で行ってきた。

支援が必要とされる児童への支援体制（取り出し指導等）の整備は、学校長を中心とした組織的な取り組みが不可欠である。

また、就学に関わる相談ケース、他機関への相談を勧めるケース等で、担任との話し合いだけでは、保護者の理解を得にくい場合がある。こうしたケースについて、学校長が児童の実態を把握した上で話し合いに加わると、よりよい支援方法を探ることができる。学校長が、保護者に対して児童理解を深めるための働きかけを行ったり、支援を得られる他機関の情報を伝えることも効果的である。学校長の役割は大きい。

2) 児童指導部・校内委員会のまとめ役の役割

校内支援体制の構築には、母体となった児童指導部のチーフの役割が大きい。児童指導部の機能を整理し、校内委員会を発足させていく過程での推進役となった。

校内委員会のまとめ役は、校内委員会の開催等の運営を行ったり、校内の特別な支援を必要としている児童の把握や情報の管理（個別記録シート等の活用等実態の把握や支援内容の記録・管理）を行っている。また、個々の事例について、学級担任・管理職・関係職員の間での連絡・調整を行う等校内での連携を進めたり、学校長の指示の下で、専門家チーム等外部機関との連携を推進している。

校内支援体制の構築と校内委員会の運営には、キーパーソンとしてのまとめ役の役割が大きい。

6. おわりに

この実践は、国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究「学習障害児の実態把握、指導方法、指導体制に関する実証的研究」の研究協力校として密接な連携協力体制の下で校内支援体制の構築への取り組みを行った事例である。

既存の組織（児童指導部会）の機能を拡大し、校内委員会を組織し、生徒指導の一つの機能である「気にか

かかる児童、配慮の必要な児童への支援」の考え方を基にしてLD等の児童への支援に繋げていくことができた。

教育的資源としての国立特殊教育総合研究所の機能を活用したり、県の委嘱を受けての巡回相談員の支援を受けることができたことも有効であった。

校内の組織化と運営に関わる学校長の指導性とキーパーソンとなった児童指導部のまとめ役の役割も大きい。

実践・研究の経過（資料）

平成12年・平成13年 文部科学省委嘱「学習障害（LD）児に対する指導体制の充実事業」のA県における研究協力校の委嘱を受ける。

平成12年4月より、国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究「学習障害児の実態把握、指導方法、指導体制に関する実証的研究」の研究チーム（以下「LDプロジェクト研究チーム」と連携し、学習障害（LD）児等に対する校内支援体制の構築にむけて取り組みを始める。

[平成12年度の取り組み]

－組織の立ち上げと啓発活動の推進－

＜校内委員会の組織＞

学校長の指示の下、児童指導部会で校内支援体制の構築に向けての話し合いを開始する。

児童指導部会を中心に、学習障害（LD）児等に対する校内支援委員会（以下「校内委員会」）を組織する。

県教育委員会指導主事、市教育委員会指導主事、市教育研究所指導主事、巡回相談員、プロジェクト研究チームが加わり、「学習障害（LD）児に対する指導体制の充実事業」に関わる説明を受ける。学習障害（LD）児及びその支援についての概要の説明を受け、校内支援体制の構築に向けてのプラン例の提示を受ける。

＜校内での啓発＞

校内委員会では、校内支援体制の構築に向けて、校内教職員全体での理解が不可欠であるとのことから、プロジェクト研究チームのスタッフを講師とした校内研修会の開催を計画し実施する。

＜事例検討会＞

校内教職員の理解を進めるためには、具体的な事例を通すことが必要と考え、各学級で気になる子ども達の情報交換会を月1回実施し、学習障害（LD）児等

の理解と指導のイメージを持つ。

＜個別シートの作成＞

専門家チームとの話しあいで作成された個別シートに担当が記入し、児童理解の共有を図る。

[平成13年度の取り組み]

－事例検討全体会の実施、校内委員会と専門家チームの連携によるアセスメントおよび個別指導計画の立案、保護者向け講演と相談－

＜事例検討全体会の実施＞

月1回の事例検討を教職員全体で行った。

＜保護者への啓発・講演と相談活動＞

児童への支援は保護者の理解と協力が必要と考え、保護者への啓発資料を作成し配布し、講演会（LDプロジェクト研究チームのスタッフに講師を依頼）を実施し、合わせて相談を始める。

＜専門家チームによるアセスメントと個別指導計画＞

相談事例を対象に校内委員会での事例検討を進める。さらに、専門家チーム・巡回指導員にアセスメントを依頼し、その結果に基づいて、個別指導計画に基づく学級での支援や校内での支援体制を検討する。

[平成14年度の取り組み]

－事例検討会の実施と巡回相談員との連携による個別支援体制の構築－

＜事例検討全体会の実施＞

学期1回の児童指導部全体会に合わせて事例検討会を実施する。専門家チーム、巡回指導員の参加を受けて、全職員で事例の検討を行う。校内での指導に助言を受ける。

＜個別支援体制の構築＞

事例の個別検討会を月2回程度行う。学級担任と専門家チームスタッフ・巡回相談員との個別協議を行い、個別指導計画に基づく指導・支援の検討を行う。